

2011年度連邦予算案の概要

2011年5月11日

経済 P2 | 企業 P4 | 公共事業 P7
個人 P10 | Contacts P11



足踏み状態

財務大臣は、主要歳入・歳出に対する新たな取り組みがほとんど盛り込まれていない、抑制された現行年度予算案を提出した。

予算案の経済予測は、2013年度までに黒字予算に戻すとの政府の目標通りとなっているが、これは主に、歳出の抑制よりも今後の歳入大幅増予測に依存しているためである。

こうした歳入増の予測にはリスクが内在する。鉱業に牽引された輸出ブームが続くことを前提とし、通常以上の経済成長を見越したものとなっているからだ。世界経済全体、そして特にオーストラリアの主要な貿易相手国の経済が不安定であり、予算達成には将来的にも複数のリスクが存在し続けることを意味する。

確かに予算案には歓迎すべきマイクロ経済改革案が含まれており、そのいくつかは久しく待望されてきたものだ。スキル不足については、職業訓練施設の新設と「福祉から労働へ」(welfare to work)の取り組みによって対応される。また、インフラ改革も盛り込まれていることから、今後数年でその効果がみられるだろう。メンタルヘルスに関する財源は歓迎できるが、関連する労働力問題については触れていない。

重要な問題は、この予算案で十分か、ということだ。

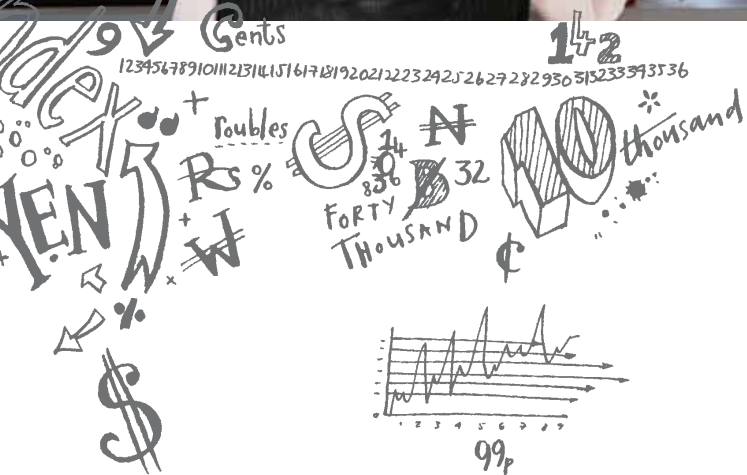
確かに資源セクターのスキル要件を満たそうとする努力は伺えるが、オーストラリア経済全体に多様化する計画は見られない。企業や一般家庭で支出抑制と効率化が一番の課題となっているときに、膨れ上がる公共セクターの歳出はどう削減するのか。

予想通り、税制改革と炭素税、およびそれらに関連した歳出案というオーストラリア経済に大きく影響する2つの主要改革についての重大発表はなかった。これら2つの問題が解決しない限り、予算案はあくまで未成品、つまり足踏み状態を意味する。

確かに予算案には歓迎すべきマイクロ経済改革が含まれているが、重要なのは、それで十分か、ということだ。

ロブ・マクレオド
オセアニア・マネージング・パートナー兼CEO

経済



オーストラリアの「二速経済」は国際的要因に牽引されている。「高速」のコモディティ輸出セクターが経済の主要推進力のように見えるが、このセクターだけに依存することは大きなリスクをはらんでいる。

コモディティ価格は目先下落する可能性が高いが、それでも過去最高に近い水準が続くと予想される。コモディティ価格の高騰によってオーストラリアの交易条件は改善が続き(過去140年間で最高水準)、豪ドル高が進むだろう。

米国における拡張的金融政策の継続と他国での金融引き締め政策があいまって、為替レートは今後さらに変動すると予想される。そして、それがコモディティ価格の変動につながる可能性がある。米ドルの為替リスクをヘッジしようとする投資家が商品市場に目を向けるためだ。

こうした展開は、機会と課題の両方をもたらす。交易条件と為替レートの改善は、コモディティ市場における収入と投資機会を浮き彫りにし、インフレに対する拮抗力ともなる。同時に、まったく同じ要因が、コモディティ以外の業界や輸入競争産業に打撃ともなる。

ただし、こうしたトレンドとその予想には、特に世界のインフレ傾向やソブリン債と信用力関連の今なお残るリスクによってかなりの不確実性を伴う。先日、準備銀行の金融政策に関する声明に続いて、豪ドルが大幅に下落したことはそのよい例であろう。国内外の自然災害といった短期的な問題すら、トレンドを大きく変える圧力となりうる。

世界経済は、金融危機からようやく抜け出し、その影響を払拭しようとしているところであり、国内外の経済状況が脆弱であることを加味すると、この不確実性にかかわるリスクは非常に高い。

それにもかかわらず、黒字財政に戻るとの予算案の予測は、「高速」のコモディティ市場は高騰が続く一方で、「低速」のセクターは海外の経済環境からの高まる競争圧力に対応できるとの前提条件に基づいたものとなっている。

主要な経済予測

- ▶ オーストラリアの実質GDP成長率は2012年度は4%、FY13年度は3.75%を予測。経済成長の主要な牽引役は企業の投資と商品輸出になる見通し。
- ▶ 世界経済の成長率は2011年は4.25%、2012年は4.5%を予測

この予算案には、オーストラリアが必要とするインフラ改善と、予測通りのシナリオと不測の事態の双方に備える経済の柔軟性を確保するための政策がどの程度盛り込まれているのだろうか？

- ▶ 交易条件は、オーストラリアの主要非農産物コモディティ輸出価格の高騰によって、過去140年間で継続した最高水準に達するとみられる。これは世界のコモディティ需要の高まりと多大な供給の混乱を意味する。
- ▶ 輸出はFY12年度には6.5%、FY13年度には5.5%と堅調な伸びを予測。豪ドル高が輸出製造業とサービスに影響する一方で、世界の需要を満たすために非農産物コモディティの国内生産が拡大するとみられる。
- ▶ 内需拡大と豪ドル高により、特に資源プロジェクトに必要な資本財を中心に、向こう2年間、輸入は大きく伸びると予測される。
- ▶ 失業率は、FY12年度末までに4.75%、FY13年度末までに4.5%まで低下すると予測。就労率は記録的な高水準の66%近辺にとどまると予想される。
- ▶ 労働市場の需給タイト化による賃金上昇率拡大が見込まれ、賃金指数は2012年は4%、2013年は4.25%の上昇を予測。
- ▶ 基礎インフレ率は2011年6月期第4四半期の2.5%から徐々に上昇し、2013年の6月期第4四半期には3%になると予測。
- ▶ FY12年度は226億ドルの財政赤字（GDP比1.5%）となるが、FY13年度には35億ドル（GDP比0.2%）の財政黒字に戻ると予測。

二速経済に対応する政府の歳出案

- ▶ 国家人材開発基金(National Workforce Development Fund)を通し、ニーズに合った質の高い職業訓練施設の開設に5億5,800万ドル
- ▶ 職業教育と訓練に関する大胆な改革のため、州・特別地域との提携に対して17億5,000万ドルの提示
- ▶ 就労率向上のための措置として、労働への報酬、訓練や教育、サービスを通した新たな機会の提供、および一部グループには新たな条件を導入
- ▶ ニュー・サウス・ウェールズ州のパシフィック・ハイウェイ改善事業のための10億ドルを含め、道路、鉄道、港湾に360億ドルを投資
- ▶ インフラ投資の障害となる税金の撤廃

この予算案を検討すると次の疑問が残る。この予算案には、オーストラリアが必要とするインフラ改善と、予測通りのシナリオと不測の事態の双方に備える経済の柔軟性を確保するための政策がどの程度盛り込まれているのだろうか。問題は、資源ブームの活用というだけではない。むしろ、今後何が起こっても耐えられる経済をどのように確立するのか、ということだ。

企業



非営利団体関連の幅広い改革案

政府は、非営利団体(not-for-profit = NFP)の税制優遇措置について幅広い税制改革を提案しており、非関連商業活動からの利益、従業員報酬のFBT優遇措置、GST優遇措置、税控除対象贈与の受領者(deductible gift recipient) サポートなどが含まれる。また、慈善団体および非営利団体委員会(Australian Charities and Not-for-Profits Commission)が2012年7月1日までに設立される。

この改革では:

- ▶ 非営利団体の主目的と関係のない商業活動からの利益は課税対象となる。
- ▶ これら非関連商業活動に従事する従業員については、FBT免除や税還付は適用されない。

2011年7月1日から適用される新たな措置は当初、2011年5月11日以降に新たに開始された非関連商業活動のみを対象とする。既存の活動については、変更に関する協議を関係当事者と行いつつ、時間をかけて段階的に税優遇措置を廃止する。

非営利団体とその役員は、報告義務への変更の可能性に加え、財務上の影響と、変更に関する政府との協議に参加するかどうかについて検討する必要がある。

TOFA規定の修正はヘッジ方式の課税規則を明確化

予算案には、いずれもヘッジ方式に関わる金融取引課税制度規定(TOFA 3&4)への修正案が含まれている。

第一の修正案は特に銀行業界に関連するもので、ヘッジ方式と財務諸表依拠方式の両方を適用することを選択した納税者は、ヘッジ金融取引損益の有効な部分のみにヘッジ方式を適用する事が認められる。その結果、ヘッジ金融取引損益が有効でない部分に対する税取り扱いは、会計上の取り扱いに沿ったものとなり、こうした納税者の帳簿上と税務上の差がなくなる。

第二の修正案は、例えば棚卸資産の購入など、確定約定のヘッジリスクに関するものである。修正案は、確定約定の終了によって生じた資産や債務に関連する損益が税務上認識されるときに、ヘッジ金融取引による損益が課税されることを明らかにしている。

予算案にはまた、待望の為替規定(TOFA 2)の将来的な修正案も含まれている。これによって、特定の信託やパートナーシップは機能通貨の選択を行い、税務上、帳簿の機能通貨で純利益を算出できることになる。これは取引を主に特定の外国通貨で行うパートナーシップや信託にとって有益となる。

雇用者税制は自動車に関するFRINGE・ベネフィット税改革が中心

自動車に関するベネフィットのFRINGE・ベネフィット税(FBT)課税の改正で、税収が10億ドル増加する。変更は4年間かけて導入され、現在走行距離に応じて段階的に減少する法定評価率が、新規の自動車契約については一律20%とされる。代替手段となる公共交通機関に優遇措置が一切適用されない中、この変更で社用車の利用が減少するか否かは現時点では不明である。

多数の社用車を保有する雇用者はFBTコストが増加する可能性があるため、ログブック使用の実用性を再検討するべきだろう。また、FBTの法定評価率が26%から20%に引き下げられるため、自動車利用がそれほど多くない従業員にとっては、給与パッケージの魅力が高まる可能性もある。雇用者は給与パッケージ契約を調整し、従業員にこれを知らせる必要がある。現在所有している社用車が処分されるまでの間、追加的業務が発生することになる。

予算案では、政府が以前発表していた還付金詐欺撲滅計画の遂行を確認し、詐欺の疑いがあるGST還付申請を捜査するための費用として、国税局(ATO)に4年間で5,640万ドルを割り当てる。

この他の雇用税の小さな変更点は以下の通り:

- ▶ 2012年7月1日以降、建設業に携わる請負業者に対する支払いについて新たな報告義務。
- ▶ 雇用者は給与明細に退職年金拠出金額を表示する義務、退職年金基金は定期的な支払いが停止した際に報告する義務を負う。

スーパーアニュエーション(退職年金制度)は後回しに

予想通り、「Stronger Super(退職年金基金の強化)」改革がまだ暫定的であるため、スーパーアニュエーション(退職年金制度)は過年度に比べ後回しにされた形になった。例えば、雇用者による最低年金拠出金(superannuation guarantee charge = SGC)の比率の9%から12%への増加など、過年度の予算案で発表された、あるいは確認されたスーパーアニュエーションに関わる措置の多くはまだ制定されていない。

しかし、政府は、不注意による軽度の税控除対象拠出上限(concessional contribution cap)超過の影響を軽減する提案を発表した。新規の下では、2011年7月1日から、拠出額の上限超過が最高1万ドルまでの納税者は、1回目に限り超過額の返金を求めることができる。予算案はまた、以前に発表された、税控除対象拠出上限を50歳以上の一部個人について、2012年7月1日以降2万5,000ドル引き上げる措置を確認した。これらの動きはいずれも、業界及び基金加入者からも歓迎されると思われる。

投資顧問制度の暫定措置を一年延長

政府は、以前発表した海外の投資ファンドの一部投資利益に対する法的保護をFY11まで延長する。これは、投資顧問制度(Investment Manager Regime = IMR)が導入されるまでの暫定措置である。

この発表は、ヘッジファンドを含む海外の投資ファンドと投資家にとって今年度のオーストラリアにおける課税関係が明確となることから、歓迎されるだろう。特に、オーストラリアの株式やその他の金融商品に投資する米国の投資ファンドにとっては問題となっていたオーストラリア課税リスクにおけるFIN 48開示に関する不確実性が解消することになる。

GST制度の微調整

予算案では、政府が以前発表していた還付金詐欺撲滅計画遂行を確認し、詐欺の疑いがあるGST還付申請を捜査するための費用として、国税局(ATO)に4年間で5,640万ドルを割り当てる。オーストラリア税制へのコンプライアンスを徹底するための措置は支持するが、それが正当な還付金の処理を遅らせ、企業のキャッシュフローに悪影響を与えないことを願いたい。

予算案ではまた、以前発表されていたGST措置の導入を確認しているが、そのうち一部は先延ばしされた。また、いくつかの細かい修正も発表された。全体的には、GSTの課税範囲を大きく変更したくないという政府の姿勢が再確認される格好となった。

資源税については目新しい発表なし

予算案では、鉱物資源利用税 (Mineral Resource Rent Tax=MRRT) 及び石油資源利用税 (Petroleum Resource Rent Tax = PRRT) の拡大案についても、目新しい発表はなかった。これは予想外ではない。政府は既に、政策移行グループ (Policy Transition Group = PTG) によるMRRTとPRRT拡大に関わる推奨事項を支持しており、資源税実行グループ (Resource Tax Implementation Group) と協議プロセスを開始して公開法案の策定に取り組んでいる。当初は早ければ2011年5月にも公開法案が発表されると思われていたが、現時点では2011年6月以降になるとみられる。

予算案では、PTGの推奨案を採択しても、それ以前に修正した歳入予測に影響はないことを確認している。また、既に発表済みのこの新制度を導入する政府の意思も確認された。既に公表されたスケジュールは、影響を受ける納税者に2012年7月1日から大きく変わる税制に向けての準備期間をほとんど与えていない。

地熱エネルギー探査の税控除を確認

政府は、既に公表した通り、2012年7月1日以降地熱エネルギー源探査費用の一括償却を認める意図を確認した。この発表は歓迎できるが、当該控除が遡及的に認められない点は残念である。

PRRT課税ポイントの明確化

政府は、PRRT課税ポイントに関する最近の連邦裁判所の判決結果の影響を明確化すべく、現行のPRRT法を遡及的に改正する。影響を受ける一部の納税者は、改正案の詳細を慎重に検討する必要があるだろう。

移民による労働力の拡大

政府は、移民プログラムに若干の変更を加えることを発表した。外国人熟練労働者に依存している企業は、以下によるメリットを期待できる。

- ▶ 移民プログラムの対象人数を2012年度以降168,700名から185,000名に増加
- ▶ 短期就労ビザサブクラス457の発行手続きを4週間から2週間に短縮するため、4年間にわたり1,000万ドルを投資
- ▶ 雇用主スポンサーによる従業員の一時移住及び永住権取得制度の申請手続きの合理化を始めとする、オーストラリアの地方への熟練労働者の移住を奨励する各種イニシアチブの導入

小規模事業：勝ち組と負け組

起業家税額控除 (ETO) の適格事業者は、FY13からその資格を失うことになる。ETOの代わりに、小規模事業を対象とした自動車の加速償却控除が導入されるためだ。

小規模事業は、自動車購入時に5,000ドルの初年度減価償却を行うことができ、残高を小規模事業プーリング規定に則り償却することになる。近年の優遇税制とは異なり、通常の償却額以上のメリットはなく、自動車に関する税務上の償却が若干前倒しされることになる。

さらに、株式交換規定 (scrip for scrip roll-over) や小規模事業減税措置規定の改正により、信託、退職年金基金、生命保険会社は、これら規定の適用に関わる租税回避規定の適用対象となる。

炭素価格

予想通り、予算では炭素価格メカニズムについて一切触れられなかった。政府は、このイニシアチブの詳細を2011年7月に発表するとしている。

提案されているでは、税収を全額経済に還元する措置が示されている。産業界にとっては、収益の50%未満がクリーン・テクノロジーの研究開発投資や業界に再配分され、残りが家庭に配分されるということの意味する。オーストラリアの大企業の多くが多大な影響を受けることになり、現在のスケジュール通りに進んだ

場合、1年にも満たない期間で包括的な戦略の策定および実施を行わなければならない。

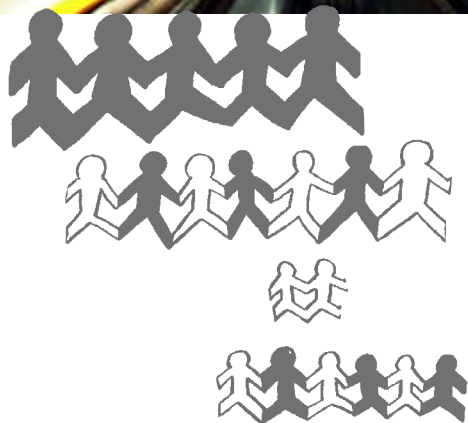
予算案には、2024年まで、初期段階の再生可能エネルギーへの投資として1億ドルが追加で盛り込まれている。炭素価格案と比較すると、その影響は明らかに限定的だ。

現行税法の微調整

いくつかの新しい措置を除くと、予算案で38ページが費やされた税制改正の大半は技術的な訂正や微調整である。税法が効果的に機能するよう経常的に見直しが行なわれていることは評価に値する。内容は以下の通りである。

- ▶ 元来の意図が法律に反映されるよう、債務・資本の区分に関わる重要な規制条文 (974-80条) が改正される。資金調達手段の課税措置がより明確になることは、各グループにとって朗報だろう。2001年7月1日からの遡及適用は歓迎すべきものだが、改正の施行に関わる詳細の確認が重要になるだろう。
- ▶ 法人の繰越欠損金の利用に関わる現行規定の技術的問題点を改正し、法人が持分の継続性要件を満たしやすくなるようにする。これらの変更は、FY12から適用される。
- ▶ キャピタルゲイン税規定が意図された通りの課税効果をもたらすよう技術的な微調整が行われる。改正の適用開始日は様々であり、税収への影響は僅少である。
- ▶ 様々な災害復興補助金を益金不算入とする措置や、災害発生時の農場経営積立金利用の改善など、災害に関連する税制を一部改善する。
- ▶ オーストラリアの独立系映像制作業界の見直しを受け、FY12から4年間にかけて映画制作に関わる税額控除制度の改正を行う。予算案全体におけるアプローチと同様に、減税財源の大半は、他の減税措置の撤回によってまかなわれた。

公共事業



将来のインフラ事業支援に向けた一歩

緊縮予算で新規計画がほとんどない中、政府は将来の余剰資金を、特に資源業界において成長に不可欠なインフラ構築に充てる姿勢を示している。インフラストラクチャー・オーストラリア(IA)を再活性化し、公共インフラへの民間投資を促進することにより、この計画を実行する予定だ。

予算を増額し、役割が拡大し、自律性が高まったIAに、新たな生命が与えられた形。またIAは、全国インフラ建設計画(National Infrastructure Construction Schedule)やプロジェクト・パイプライン(投資案件)をトップダウンで策定することにより、プロジェクト優先順位決定の役割を積極的に担うよう求められている。この結果、州や準州が希望を提出する現行プロセスの見直しができる可能性もある。

さらに、プロジェクト評価の詳細公表を義務付けることにより透明性が向上することは大方歓迎されるだろうが、申請書の質に問題のある組織には歓迎されないかもしれない。

もうひとつ歓迎すべきイニシアチブとしては、インフラストラクチャー・ファイナンス・グループ(Infrastructure Financing Group)の創設が挙げられる。民間セクターと公共セクターの事業者で構成されるこのグループは、公共インフラに対する民間投資の障害をどうすれば取り除けるか詳しく検討するために設立される。さらに退職年金基金などの民間事業投資家は、プロジェクトの初期段階で累積した税損失の実質的価値を維持する新たなインセンティブを歓迎するだろう。

このインセンティブにより、初期の開発段階の後に新規投資家が参入した場合に生じる累積損失の継続性の問題が軽減されるはずである。かつてはこうした累積損失利用に関わる問題が、退職年金基金によるオーストラリアのインフラ・プロジェクトへの投資を妨げる要因となっていた。当該インセンティブの持つ短期的な性質により、投資家の長期的な資産配分方針に及ぼす影響が限定的なものになるのではないかという点に興味を持たれる。

インフラへの大規模な投資を引き寄せる上で重要な第一歩となることは確かだが、まだ他の障害が残っていることも事実である。政府の入札プロセスの不透明性とコストに関して機関投資家は懸念しており、今後当該分野についての対応が必要である。退職年金基金は、初期段階の入札プロセスに関しては経験が乏しく、基本的には成熟したプロジェクトへの投資家であると自覚している。入札手続の合理化や標準化を目指すイニシアチブや、既存の政府インフラ事業への民間投資促進を目指すイニシアチブは、いずれも今後の課題として残っている。

医療支出は広く浅くで全体的に不十分

政府は、メンタルヘルス・サービスへの投資を発表した。しかしながら、全ての予測に反し、この投資金額はオーストラリア人が必要としている現代的メンタルヘルス・サービスの半分にしか満たない。

メンタルヘルス・サービスに対する22億ドルの投資には、6億ドルの再配分も含まれる。財源の大部分は以前発表された予算から調達されており、現行のメンタルヘルス割当分を再配分したものである。

オーストラリアのメンタルヘルス・システムを改善するには35億ドルから40億ドルが必要と見込まれているが、新規投資という意味では5年間で10億を若干超える程度と見られる。

さらに、資源の再配分により地方や遠隔地でメンタルヘルス・サービスを利用しにくくなるのではないかという懸念も浮上してくる。また、適切な医療スタッフをこれらの地域に派遣する方法については棚上げ状態のままである。

提案されているメンタルヘルス委員会は、政府内の機関ではなく独立機関という点は歓迎すべきであろう。しかしながら、メンタルヘルスに対する投資は10年計画とすべきであり、その場合今回の投資分はあくまでも分割払いの初回分としてみなすべきであろう。現状のままでは、サービスの質やアクセスを総合的かつ持続的に向上できる保証はない。

同様に、予算で検討されている地方への投資は大半が差し替え、あるいは代替措置であり、真の意味での増加ではなく、サービスへのアクセス向上を促すものでもない。

発表された医療に対する投資は、地方インフラの総合開発と一貫性を持っているものの、それらをどのような形で実施していくかという点で連結性は十分ではない。地方への医療投資は、必ずしも地方医療の改善にはつながらない。関連する労働力供給に対する投資や、それに伴うイニシアチブも不可欠である。

これらの措置は、オーストラリア全国民のための包括的な医療健康制度の一環なのか、それとも場当たり的な投資なのか。現時点では、断定することは難しい。

公共セクターは緊縮しているが、果たして十分なのか？

政府は、省庁に割り当てるFY12とFY13の効率性による配当 (efficiency dividend) を1.25%から1.5%に引き上げることにより、2年間で4億6,500万ドルの追加削減を行うことを発表した。政府は今後11億ドルの削減を見込んでいる。しかし、真の節約という意味で十分と言えるのだろうか？オーストラリアは過去最大の連邦公共サービスを抱えており、近年の公共サービスの増加率は人口増加率を上回っている。現在の景気を踏まえると、巨大化し効率性の悪い公共セクターをうまく維持して行く余裕はないであろう。

省庁の長官は、必要とされる削減額を達成する方法を早急に決める必要がある。効率性が限定的で、人員の自然削減や雇用凍結といった限定的な効率性に依存するだけでは削減額達成は難しく、支出傾向やサービス提供の体系的な変更には至らないものと考えられる。

オーストラリアの将来的な景気見通しが不安定な中、過去を振り返ることにより公共セクター改革のチャンスを見逃していたことがわかるかもしれない。もしそうであったならば、政府やオーストラリア経済的成果全体にとって悪いニュースである。

高等教育 セクターは順調

高等教育セクターに関しては、予算は現行の改革項目を踏襲している。需要主導型モデルへの移行により予測される入学者増に対する財源増加、上昇するコストベースにセクターが適応できるようにするための新物価スライド制の採用、パフォーマンス・ファンディングやインセンティブの導入などである。

予算案では、以前発表された高等教育参加・パートナーシップ・プログラムに1億7,760万ドルを割り当てている。このプログラムには、社会経済的地位 (socio-economic status = SES) の低い学生の入学率や修業率を高める狙いがある。

新たな措置は、政府の地域課題に焦点を定めている。教育投資基金 (Education Investment Fund) から、4年間で5億ドルが地域教育インフラに割り当てられる。政府は、地域手当を倍増させるべく4年間でさらに1億990万ドルを投じる。

このセクターによる経費削減努力への貢献度は限定的である。主に、HECS-HELP料の早期支払いに対する割引率削減が学生たちに影響を及ぼすだろう。一方で大学の収益には一切影響が出ないものと見込まれている。

当該セクターにとって全く変更がなかったのは良い結果だったと言えるだろう。予算に対する圧力がさらに高まれば、以前発表したプログラムや財源増加を政府が取り消す恐れもあったからだ。

スキル開発に政府が割り当てた30億ドルは、オーストラリアの当面の優先分野にきちんと対応したものである。

当該セクターの課題は今後も変わらない。つまり、ブラッドリー・レビュー(Bradley Review)の目標達成に必要な(特にインフラと学界の要員に対する)真の改革と投資の資金のために、今後の予算で必要な資金をいかに確保するかという課題である。また、教育授業、学習、研究のパフォーマンスにより、鉱業ブームがひと段落した後も引き続き競争力の高い経済をいかに発展させ支えて行くか、という課題もある。

オーストラリアの労働力構築

政府がスキル開発に30億ドルを充てたことは、資源、建設および高齢者介護というオーストラリアの当面の優先分野にきちんと対応したものと言える。しかしながら、オーストラリア経済の多様化を体系的に促進するようなイニシアチブは一切ない。

政府は産業界と新たに提携して、130,000箇所の職業訓練拠点を設ける全国労働力開発基金(National Workforce Development Fund)を創設する。産業訓練コースの資金として、州にはさらに最大17億5,000万ドルが交付されるが、それは各州のTAFEおよび職業教育・訓練(Vocational Education and Training = VET)セクターが改革されることを前提としている。各州は、これらの改革を効果的に実施できるかという課題に直面することになるだろう。

それ以外にも以下のような改革が行われる。

- ▶ 修了率の改善と加速化を促進するための指導教育(mentoring)スキームに2億ドルを投じ、研修制度(apprenticeship system)の支援に継続的に投資を行う。
- ▶ コアスキル確立に2億6,300万ドルを投資する。

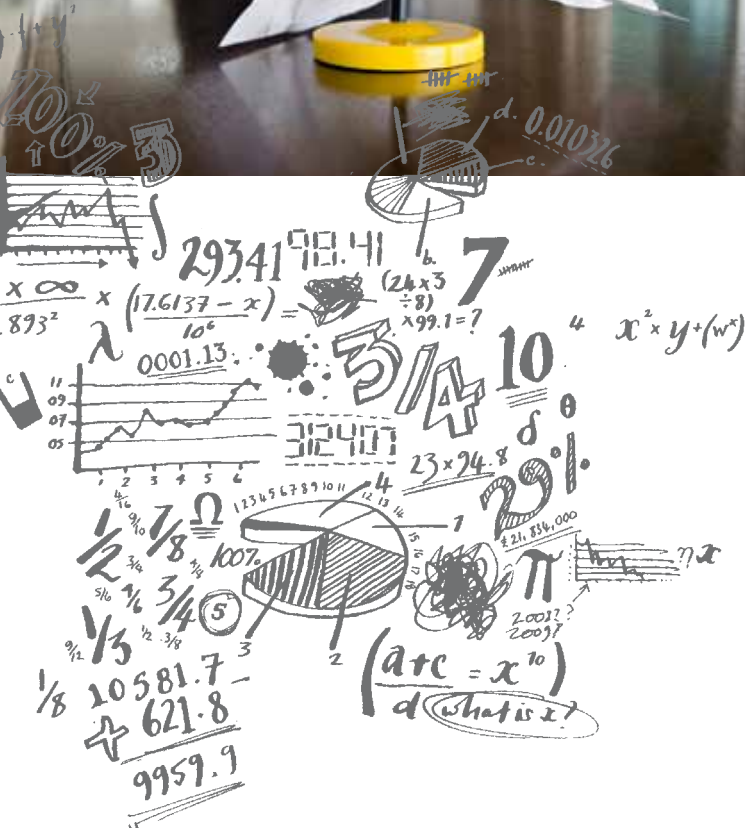
ようやく政府は、労働人口のうち一部の社会的経済グループやその他の地域グループによる参加促進を目指した、一連の集中的イニシアチブを発表した。これらのイニシアチブには、労働意欲を向上させ、特定グループが適切な訓練を受けるよう奨励する取り組みなどが含まれる。

疑問の残る防衛予算の再編成

4年間で防衛費を40億ドル削減すると報告されているが、これは削減とは到底言えない内容だ。この削減額は、当年の未使用予算、将来の資本投資の優先順位再編成、シェアサービス改革による効率性改善見直しなどを反映している。

しかし、主要な資本取得を遅らせると、将来的に資源が制約されることが予想される中で、プログラムを実現できなくなる恐れがある。効率化が容易ではないことを踏まえると、防衛費のいわゆる「予算再編成」の有効性に疑問を持たざるを得ない。

個人



個人所得税制

予想通り、政府は18歳未満の子供への所得分割を認める措置を廃止し、扶養配偶者税額控除 (dependent spouse tax offset) も段階的に廃止する予定である。2011年7月1日以降、以下が適用される。

- ▶ 未成年者は、配当金、金利ならびに信託分配金等の受動的所得の課税に関し、低所得者税額 (low income tax offset) 控除を利用できなくなる。これにより、未成年者に3,300ドルの非課税信託分配金を認める慣行がなくなるであろう。未成年者の労働所得については、引き続き税額控除が認められる。
- ▶ 扶養配偶者税額控除が廃止される。対象となるのは、大半の場合、子供のいない40歳未満の配偶者がいる納税者である。

退職年金基金 (superannuation funds) から年金基金 (pension) へ移行した納税者に関して、政府は2009年、2010年および2011年度の最低支払額が4%から2%に半減するという、年金基金からのキャッシュフロー負担を考慮するために導入した年金ドローダウン救済措置を撤回する。これにより、2012年度の年金の最低支払額は3%となるが、2013年には通常の4%に戻る予定である。

取締役の法的責任の拡大

公開企業及び非公開企業の取締役は、2011年7月1日以降、取締役に対する罰則体制が拡大されることに留意すべきである。予算案では、企業が従業員に退職年金支払義務を怠った場合、取締役に個人的に法的責任を負わせる措置を発表している。政府は、企業のPAYG債務が未払いの場合、取締役の個人確定申告でPAYG税額控除を認めない可能性がある。

Contacts

Rob McLeod	Oceania Managing Partner and Chief Executive Officer	rob.mcleod@au.ey.com	+61 2 9248 4321
Uschi Schreiber	Deputy chief executive officer	uschi.schreiber@au.ey.com	+61 2 8295 6706
Neil Plumridge	Advisory	neil.plumridge@au.ey.com	+61 3 9288 8957
Tony Johnson	Assurance	tony.johnson@au.ey.com	+61 3 9288 8647
Craig Robson	Taxation	craig.robson@au.ey.com	+61 8 9429 2271
Graeme Browning	Transaction Advisory Services	graeme.browning@au.ey.com	+61 3 9248 4751
Mark Butcher	Adelaide	mark.butcher@au.ey.com	+61 8 8417 2000
Jenny Parker	Brisbane	jenny.parker@au.ey.com	+61 7 3243 3673
Lucille Halloran	Canberra	lucille.halloran@au.ey.com	+61 2 6267 3872
Annette Kimmitt	Melbourne	annette.kimmitt@au.ey.com	+61 3 9288 8141
Mike Anghie	Perth	michael.anghie@au.ey.com	+61 8 9429 2324
Lynn Kraus	Sydney	lynn.kraus@au.ey.com	+61 2 9248 4244
Graeme McKenzie	Asset Management	graeme.mckenzie@au.ey.com	+61 2 9248 4689
Tim Coyne	Banking and Capital Markets	tim.coyne@au.ey.com	+61 3 9288 8056
Mathew Nelson	Climate Change	mathew.nelson@au.ey.com	+61 3 9288 8121
John Davies	Consumer Products	john.davies@au.ey.com	+61 3 9288 8503

Tony Smith	Defence	tony.smith@au.ey.com	+61 2 6267 3997
Peter Rohan	Education	peter.rohan@au.ey.com	+61 3 9655 2668
Andrew Price	Financial Services Office	andrew.price@au.ey.com	+61 2 9248 5946
Uschi Schreiber	Government	uschi.schreiber@au.ey.com	+61 2 8295 6706
Jim Birch	Health and Human Services	jim.birch@au.ey.com	+61 8 8417 1763
Bill Banks	Infrastructure	bill.banks@au.ey.com	+61 2 9248 4522
Paul Clark	Insurance	paul.clark@au.ey.com	+61 2 8295 6967
David McGregor	Media and Entertainment	david.mcgregor@au.ey.com	+61 3 9288 8491
Scott Grimley	Mining and Metals	scott.grimley@au.ey.com	+61 3 9655 2509
Jeff Dowling	Oil and Gas	jeff.dowling@au.ey.com	+61 8 9429 2229
Bryan Zekulich	Private Equity	bryan.zekulich@au.ey.com	+61 2 9248 5833
Chris Lawton	Real Estate	chris.lawton@au.ey.com	+61 2 9248 5165
Stephen Huppert	Superannuation	stephen.huppert@au.ey.com	+61 3 9288 8720
Tony Canavan	Transport	tony.canavan@au.ey.com	+61 3 8650 7331
Brett Croft	Utilities	brett.croft@au.ey.com	+61 3 8650 7623

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 141,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Ernst & Young refers to the global organisation of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organisation, please visit www.ey.com

© 2011 Ernst & Young, Australia.
All Rights Reserved.

This communication provides general information which is current as at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.